

## 指定管理者（認定計画提出者）と学芸事業者との役割分担

### 1 指定管理者と学芸事業者との役割分担の考え方

管理運営の基本的な考え方に基づき、学芸業務については、専門的なノウハウを有する学芸事業者がこれを担うこととする。

広島城における事業は、「収集保存事業」、「調査研究事業」、「展示事業」、「教育普及事業」、「交流サービス事業」に分類される。これらは、いずれも専門性と知識・経験が求められるものであるが、事業の継続性や安定性など様々な観点に留意しつつ、民間の指定管理者のノウハウを活用することにより、事業効率・効果を高めることができると考えられるものがあることから、指定管理者と学芸事業者とで明確な役割分担の下、両者が連携して実施する。

### 2 役割分担

博物館活動の基盤となる資料の収集保存、調査研究については、学芸事業者が実施する。

また、それらの成果を活用した常設・企画展示や、展示解説ガイド、専門講座などの教育普及事業についても学芸事業者が実施することとするが、漫画やアニメなどのポップカルチャーと連携した企画展示や、歴史・伝統文化に親しむイベントの開催、広報活動による情報発信等については、民間の指定管理者のノウハウを活用することにより、施設の認知度向上と利用促進に大きな効果が期待できることから、指定管理者が学芸事業者と調整の上で実施するなど、望ましいと考えられる役割分担を次頁に示す。

### 3 調整

学芸事業者及び指定管理者の企画担当職は、円滑で効果的な管理運営を旨として、両事業者間の調整を行う。その調整が整わない場合は、広島城三の丸歴史館の館長（学芸事業者）が調整内容を決定する。

(役割分担表)

要件	事業等	業務内容		役割分担		備考
				学芸事業者	指定管理者	
必須	収集保存	・資料の収集、保管 ・資料の修復 ・データベースの作成、運用		○		
	調査研究	・テーマに基づく調査研究 ・関係機関と連携した調査研究		○		
	展示	・常設展示に関する業務		○		
		・企画展示に関する業務	・下を除く。	○		
	・ポップカルチャーと連携した企画展示（年1回）				○	[指定管理者] ・展示内容は学芸事業者と調整の上決定。
	教育普及	・下を除く。		○		(業務内容例) ・展示解説ガイドの実施 ・学校による社会見学、修学旅行利用の受入れ ・専門講座等の開催 ・ボランティアの育成、活動支援 など
		・歴史・伝統文化に親しむイベントの開催			○	[指定管理者] ・イベント内容は学芸事業者と調整の上決定。 ただし、事業内容によっては両者協議の上、学芸事業者が実施。
	交流サービス	・下を除く。		○		(業務内容例) ・関係機関等と連携した企画プログラムの実施 など
		・広報活動による情報発信			○	[指定管理者] ・広報内容は学芸事業者と調整の上決定。
	管理	・施設の維持管理業務（警備、清掃、保守点検等） ・利用者対応業務（施設受付、館内案内等） ・ミュージアムショップの運営 ・観光案内所の運営 ・庶務・経理			○	[指定管理者] ・ミュージアムショップのグッズ開発は学芸事業者と調整の上決定。
任意	—	・施設利用促進のための事業			○	[指定管理者] ・事業内容は学芸事業者と調整の上決定。

出典：広島城展示等基本計画（令和4年1月策定）